

陳 情 文 書 表

令 6 陳 情 第 1 号	令 和 6 年 2 月 7 日 受 理
件 名	政党機関紙の庁舎内勧誘における実態調査を求める陳情
陳 情 者	横浜市旭区四季美台 5 5 - 6 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会 代表 出井 健三郎
陳 情 の 要 旨	
<p>令和 5 年 9 月 議 会 に お い て 、 政 党 機 関 紙 の 庁 舎 内 勧 誘 行 為 の 自 粛 を 求 め る 神 奈 川 県 民 の 会 (以 下 「 県 民 の 会 」 と い う 。) は 、 神 奈 川 県 の 市 町 村 に 「 政 党 機 関 紙 の 庁 舎 内 勧 誘 行 為 の 自 粛 を 求 め る 陳 情 」 を 提 出 し 、 大 和 市 、 座 間 市 、 伊 勢 原 市 、 海 老 名 市 、 厚 木 市 、 清 川 村 、 寒 川 町 で 採 択 、 ま た は 趣 旨 了 承 さ れ ま し た 。 9 月 議 会 で 不 了 承 に な っ た 逗 子 市 、 机 上 配 布 に な っ た 愛 川 町 に は 、 調 査 の 陳 情 を 提 出 し て 了 承 、 ま た は 採 択 し て い た だ き 、 具 体 的 に 調 査 を 始 め て お り 、 庁 舎 内 勧 誘 へ の 対 応 が 明 確 に な る と 思 い ま す 。</p> <p>秦野市では 9 月 議 会 は 不 採 択 で し た 。 理 由 の 多 く は 、 強 制 の 実 態 が な い 、 職 員 からの 苦 情 が な い 等 で し た 。 し か し 、 実 態 は 調 査 し て い な い の で 不 明 で す 。 県 民 の 会 が 出 し た 陳 情 に 対 し て 、 政 党 機 関 紙 の 勧 誘 、 配 達 、 集 金 を 庁 舎 内 で し て い る 某 政 党 は 、 多 く の 委 員 会 審 議 の 中 で 、 議 員 は 職 員 で な い の で 、 庁 舎 内 管 理 規 則 に は 拘 束 さ れ な い 。 憲 法 で 保 障 さ れ た 政 治 活 動 である と の 立 場 を 鮮 明 に し て お り ま し た 。 そ こ で 、 県 民 の 会 で は 市 長 に 要 望 書 を 出 し て 回 答 を 頂 き ま し た 。 そ こ で は 販 売 行 為 は 許 可 の 手 続 が 必 要 で す が 、 政 党 機 関 紙 の 購 読 は 許 可 を 要 し な い と の 見 解 を 述 べ て い ま す 。 つ ま り 、 購 読 す る の は 職 員 の 自 由 意 思 と し な が ら も 、 議 員 が 勧 誘 し て い る か ど う か に 全 く 触 れ て い ま せ ン 。 秦 野 市 は 、 議 員 は 庁 舎 内 で 一 切 勧 誘 活 動 は し て い な い と 断 言 し て い る の で し ょ う か 。 も し 議 員 が 庁 舎 内 で 勧 誘 活 動 を 行 っ て き た 事 実 が 分 か っ た ら 対 応 を 改 め る つ も り で し ょ う か 。</p> <p>他 の 自 治 体 の アン ケ ー ト を 見 れ ば 、 職 員 が 政 党 機 関 紙 を 購 読 し て い る 理 由 は 、 「 庁 舎 内 で 議 員 から 勧 誘 さ れ た か ら 」 が 大 半 で 、 更 に は 心 理 的 圧 力 を 感 じ て 購 読 し て い る 方 が 多 数 い ま す 。 今 回 、 添 付 資 料 に つ け ま し た 大 磯 町 で も 机 上 配 布 で し た が 、 実 態 調 査 を し て 、 庁 舎 内 勧 誘 の 実 態 が 明 ら か に な り ま し た 。 そ こ で 、</p>	

議会自らが襟を正してほしいので、議会から行政への実態調査を要望するようお願いする陳情を出しました。

最新の具体例として「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」が採択された鹿児島県霧島市の調査結果（令和5年12月）では、管理職の9割もが勤務時間中などに勧誘され、購読を断れず、庁舎内で集金や配達に応じている実態が浮き彫りになりました。自由意見欄には、「仕方なく購読が続けているが、本当はやめたい」、「執行部側にも一定の対応指針を出してほしい」等の職員の苦悩の声が多数寄せられています。今回の実態調査が行われるまで、こうした勧誘実態や職員の思いは、「見て見ぬふり」、「声なき声」として執行部や議会から無視され続けてきたのです。職員からの相談がないことが、勧誘やハラスメントがないということではありません。

庁舎内において、議員の職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。全国自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、秦野市においても、政党機関紙の勧誘行為がこれまでなかったかどうか、またその際に心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めてください。

陳情事項

秦野市においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当にないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めること。心理的圧力を受けた職員がいた場合には、適切に対応すること。